

新嵐山スカイパーク運営支援事業〔指定管理業務委託料〕について

1 設計変更の理由

芽室町公の施設である国民宿舎等については、指定管理者であるめむろ新嵐山株式会社に施設管理を委託しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の利用控えという不可抗力により、町が積算した委託料で見込む料金収入を得ることができず、大幅な収入減が見込まれる。そのため、指定管理者年度協定書第4条の規定にある「特別な事情」に該当することから、指定管理業務委託料の設計変更を行う。

2 「指定管理業務委託料の変更」の考え方 別紙（資料2-2）のとおり

3 備考

（1）指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの。芽室町では、めむろ駅前プラザ、芽室町国民宿舎等、芽室町中央公民館、芽室町社会体育施設等において採用している。

	利用料金制度	委託業務への影響	委託料の追加（設計変更）
めむろ駅前プラザ	×	×	×
芽室町国民宿舎等	○	○	○
芽室町中央公民館	×	×	×
芽室町社会体育施設等	×	×	×

（2）指定管理者制度を採用している4施設について、新型コロナウイルス感染症の収支上の影響を確認したところ、利用料金制度（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度）を採用している芽室町国民宿舎等において、料金収入（利用料金）が大幅に減少したことから、大きな影響があったことが確認された。

→ 公の施設は、本来的には町が管理すべき施設であるが、指定管理者制度により、指定管理事業者に管理運営を委託している。今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金収入（利用料金）が大幅に減少したことから、委託料の追加（設計変更）を行うもので、民間施設における売上減少とは、別に検討すべきものである。